

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 27日

静岡県知事殿

提出者

住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目19番地24号 名古屋第一ビル5F

氏名 株式会社 NIPPO 中部支店

執行役員 支店長 山縣 裕

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 052 - 211 - 6571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 NIPPO 東名御殿場工事事務所		
事業場の所在地	静岡県	御殿場市	川島田28-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高
③ 従業員数	12名(正社員7名 それ以外の職員5名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙②参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	22.200 t
	廃プラスチック類	15.750 t
	ダンボール	6.300 t
	建設工事の木くず	11.550 t
	金属くず	13.560 t
	アスファルト・コンクリート破片	22,198.000 t
	安定型混合廃棄物	112.000 t
	（これまでに実施した取組） 別紙③参照	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	汚泥（泥状のもの）	110.000 t
	廃プラスチック類	10.000 t
	ダンボール	4.000 t
	建設工事の木くず	15.000 t
	金属くず	10.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	14,000.000 t

	安定型混合廃棄物	100.000 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙③参照	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず・廃プラスチック・木くず：中間処理できるものと最終処分しなければならないものを分別し、最終処分に回る廃棄物の量を削減している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 紙くず・廃プラスチック・木くず：今後も上記の内容を徹底していく。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	

①現状	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	汚泥（泥状のもの）	10.000	12.000	0.000	0.000	22.000
	廃プラスチック類	0.000	21.000	0.000	0.000	21.000
	ダンボール	0.000	6.000	0.000	0.000	6.000
	建設工事の木くず	0.000	12.000	0.000	0.000	12.000
	金属くず	0.000	14.000	0.000	0.000	14.000
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	22,198.000	0.000	0.000	22,198.000
	安定型混合廃棄物	112.000	0.000	0.000	0.000	112.000
	（これまでに実施した取組） 別紙④参照					

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	0.000	110.000	0.000	0.000	110.000
	廃プラスチック類	0.000	10.000	0.000	0.000	10.000
	ダンボール	0.000	4.000	0.000	0.000	4.000
	建設工事の木くず	0.000	15.000	0.000	0.000	15.000
	金属くず	0.000	10.000	0.000	0.000	10.000
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	14,000.000	0.000	0.000	14,000.000
	安定型混合廃棄物	100.000	0.000	0.000	0.000	100.000
	(今後実施する予定の取組) 別紙④参照					
	※事務処理欄					

(第6面)

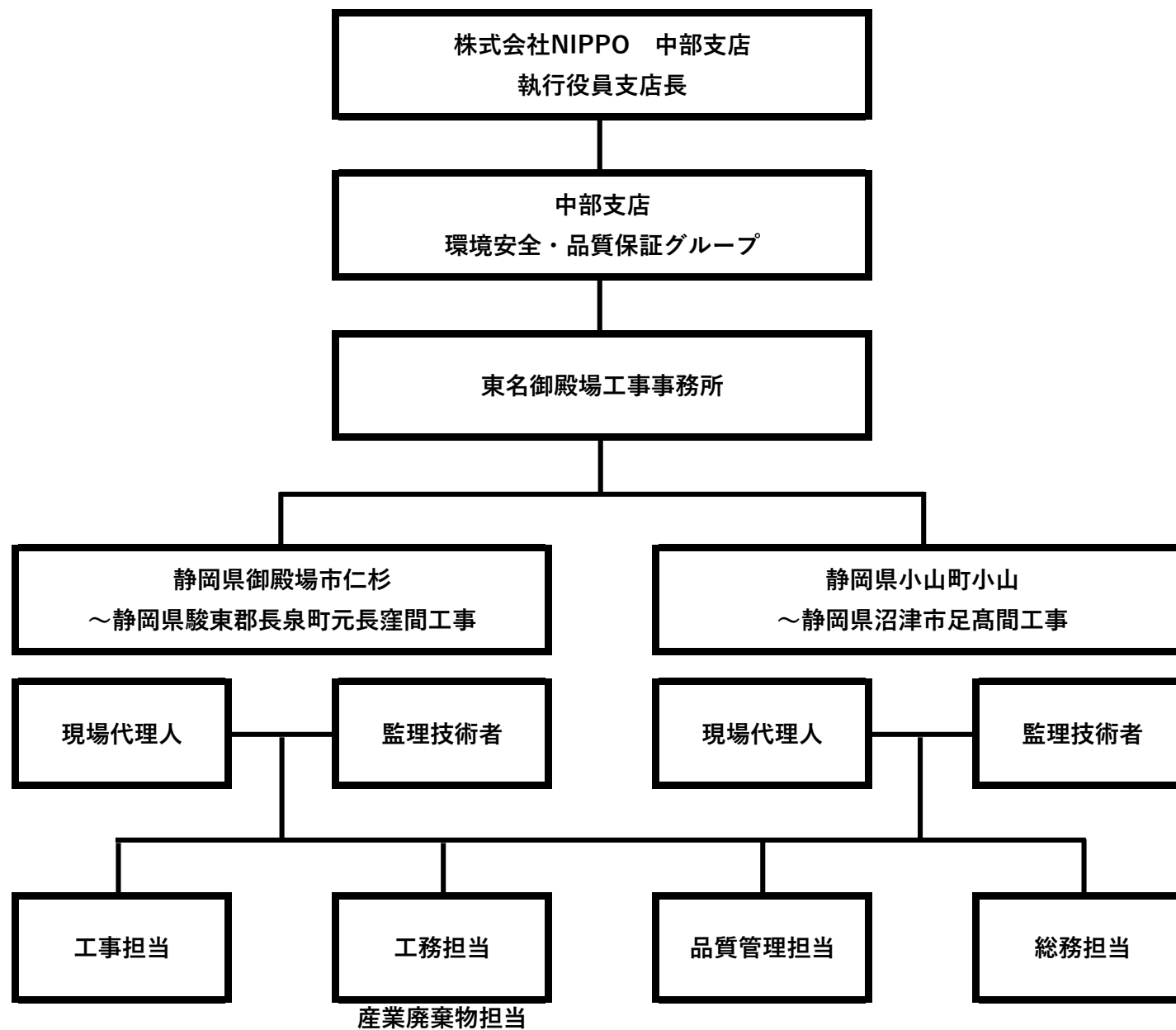
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物の一連の処理の工程

<p>産業廃棄物の 一連の処理の工程</p>	<p>アスコンがら→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>コンがら→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>汚泥→委託中間処理（中和酸化還元凝集沈殿）→委託処分（埋立） 汚泥→委託中間処理（脱水・造粒固化）→委託再生</p> <p>管理型混合廃棄物→委託中間処理（破碎）→委託処分（管理型埋立）</p> <p>安定型混合廃棄物→委託処分（埋立）</p> <p>金属くず→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>木くず→委託中間処理（破碎）→委託再生</p> <p>紙くず→委託中間処理（破碎）→委託再生及び委託処分（焼却）</p> <p>廃プラスチック→委託中間処理（破碎）→委託再生及び委託処分（埋立）</p>
----------------------------	--

別紙② 管理体系図



別紙③ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【2023年4月～2024年3月の実績】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	紙くず (段ボール)	木くず	金属くず	コンガラ 無筋	コンガラ 有筋	アスコンガラ	安定型 混合廃棄物
	排出量	22t	21t	0t	6t	12t	14t	0t	0t	22,198t	112t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>排出量の多いアスコンガラ・コンクリートガラは再生利用業者に中間処分の委託を行い、その全てを再生アスコン・再生路盤材に再資源化している。</p>										
②計画	【2024年4月～2025年3月の目標】										
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	紙くず (段ボール)	木くず	金属くず	コンガラ 無筋	コンガラ 有筋	アスコンガラ	安定型 混合廃棄物
	排出量	110t	10t	1t	3t	15t	10t	0t	0t	14,000t	100t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も排出量の多い廃棄物は再生利用業者に中間処理委託を行う計画である。</p>										

